

## 令和7年度 市民税・県民税申告書の手引き

### 江南市

平素は市税の申告や納税にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。この申告は、市民税・県民税及び国民健康保険税などを正しく算出する基礎となり、所得証明などの発行に必要なものです。この手引きをよくお読みになって、必ず申告期限までにご提出くださるようお願いいたします。
**※窓口での混雑を避けるため、できるだけ郵送での提出にご協力ください。また、来庁される際は可能な限り申告者お一人でお越しくださいますようお願いいたします。**

### 申告書を提出していただく方

令和7年1月1日現在、江南市内に住所があり、次に該当する方は前年中(令和6年1月から12月)の所得を申告してください。

- 営業、農業、不動産、配当、一時、雑、譲渡等の所得のあった方
- 給与所得者で、次に該当する方
  - 給与支払報告書が勤務先から江南市へ提出されない方。
    - 給与所得以外に所得のあった方。
      - ※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税は申告の必要があります。
    - 源泉徴収票に記載された各種控除と異なる控除を受けようとする方。
  - 年金所得者で、次に該当する方
    - 公的年金等に係る雑所得以外に所得のあった方。
      - ※公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税は申告の必要があります。
    - 公的年金等の源泉徴収票に記載された各種控除と異なる控除を受けようとする方。
  - 前年中に収入のなかった方
    - ※所得証明の交付・国民健康保険税の算定・児童扶養手当等の給付・公営住宅の入居等において必要な資料となりますので、申告書の裏面下「16 前年中に所得がなかった人の記載欄」「17 非課税所得等欄」に記入のうえご提出くださるようお願いいたします。

なお、**令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。**

### 申告相談の日時及び場所

- 期間　令和7年2月3日(月)～3月17日(月)　※土日、祝祭日は除く(ただし、期間中の第2、第4日曜日の日曜日役所開庁時は受付しています。)
- 時間　午前8時30分～午後5時15分(日曜日役所の日は午後0時30分まで)
- 場所　**江南市役所 税務課（1階東側）**
**※確定申告の相談、受付はできません。**

<p>※2月13日(木)～2月28日(金)は</p> <p>Home&amp;nicoホール（江南市民文化会館）2階 第1会議室 でも受付しています。</p> <p>受付時間　午前9時～正午、午後1時～午後4時　<b>※土日、祝祭日は除く。</b></p>
--

### 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 前年の所得がわかる書類
  - 給与や公的年金等の源泉徴収票
  - 収支内訳書（不動産所得や事業所得のある方）
- 所得控除に必要な書類
  - 医療費控除…明細書(明細書は、江南市ホームページから印刷できます。)
  - 生命保険料や地震保険料控除…控除証明書
  - 社会保険料控除…国民健康保険税、国民年金、介護保険料等の支払い金額がわかる書類

※国民年金保険料については、証明書の提出が必要です。

  - 障害者控除…身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
  - マイナンバーカードをお持ちでない方は、ご本人のマイナンバーを確認できる番号確認書類と、マイナンバーの持ち主であることを確認できる本人確認書類（運転免許証、健康保険証、在留カードなど）が必要です。

※郵送の場合はコピーして同封してください。
- マイナンバーカード

### 申告期限　3月17日(月)

### お問い合わせ　江南市役所 税務課 市民税グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀90番地
電話 (0587) 54-1111 内線263・266・422

### 市民税・県民税・森林環境税の計算方法

控除額等は、地方税法等の改正により変更される場合があります。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
総所得金額	−	所得控除額	=	課税総所得金額	×	税率
			=	算出所得割	−	調整控除
			−	税額控除額 (配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額)	=	所得割額
					−	株式等譲渡所得割額 配当割額
					+	均等割額
					=	森林環境税額 (百円未満切捨て)

- 総所得金額**　前年の収入から所得税法などの規定によって計算された金額
- 所得控除額**　総所得金額から差し引かれる金額

- ア. 社会保険料控除**　支払った金額
- イ. 小規模企業共済等掛金控除**　支払った金額

**ウ. 生命保険料控除**

契約日が平成23年12月31日以前の契約（旧契約）		
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
①一般の生命保険料だけの場合	15,000円以下	支払保険料の全額
	15,001円から40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円
	40,001円から70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円
②個人年金保険料だけの場合	同 上	同 上
③一般の生命保険料と個人年金保険料と両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）

契約日が平成24年1月1日以後の契約（新契約）		
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
④一般の生命保険料だけの場合	12,000円以下	支払保険料の全額
	12,001円から32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円
	32,001円から56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円
⑤介護医療保険料だけの場合	同 上	同 上
⑥個人年金保険料だけの場合	同 上	同 上
⑦一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料が複数ある場合		④、⑤、⑥それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）

旧契約と新契約の両方の場合は、一般の生命保険料控除(①+④は最高限度 28,000円)と介護医療保険料と個人年金保険料(②+⑥は最高限度 28,000円)の合計額(最高限度 70,000円)
---

**エ. 地震保険料控除**

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険契約の保険料の場合		支払保険料×1/2（最高限度25,000円）
②旧長期損害保険契約の保険料の場合	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,001円から15,000円まで	支払保険料×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円
③地震保険契約と長期損害保険契約との両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度25,000円）
長期損害保険契約とは、保険期間や共済期間が10年以上の契約で、かつ満期返戻金等のあるものをいい、平成18年末までに締結した契約が控除の対象となります。		

- オ. 雑損控除**　次のいずれか多い方の金額
  - 損害金額－保険金等で補てんされる金額－（総所得金額等×10％）
  - 災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額－5万円
- カ. 医療費控除**　次のいずれかを選択
  - （支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等の5％と10万円とのいずれか少ない金額）…最高200万円
  - 支払ったスイッチOTC医薬品の購入の対価－12,000円

控除の種類		市民税・県民税控除額			
<b>キ. 寡婦控除</b>		26万円			
<b>ク. ひとり親控除</b>		30万円			
<b>ケ. 勤労学生控除</b>		26万円			
<b>コ. 障害者控除</b>	普通障害者の場合	26万円			
	特別障害者の場合	30万円			
	同居特別障害者の場合	53万円			
<b>サ. 配偶者控除</b>		(A) (B) (C)			
あなたの合計所得金額	(A)900万円以下 (B)900万円超950万円以下 (C)950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外	70歳未満（昭和30年1月2日以後の生まれ） 33万円 70歳以上（昭和30年1月1日以前の生まれ） 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	
	<b>シ. 配偶者特別控除</b>	配偶者の前年中の合計所得金額	(A) (B) (C)		
あなたの合計所得金額	(A)900万円以下 (B)900万円超950万円以下 (C)950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超133万円以下 133万円超	3万円 0円	2万円 0円	1万円 0円
<b>ス. 扶養控除</b>	一般の控除対象扶養親族		33万円		
	特定扶養親族		45万円		
	老人扶養親族		38万円		
	同居老親等		45万円		
<b>セ. 基礎控除</b>	あなたの合計所得金額	2,400万円以下		43万円	
		2,400万円超2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超2,500万円以下		15万円	

※所得控除のうち、キからスまでの控除の判定は、令和6年12月31日の現況によります。ただし、コ・サ・シ・スについては年の途中で死亡された方も含まれます。

<b>(3) 市民税・県民税所得割の税率（総合課税分）</b>		市民税	6％	県民税	4％
---------------------------------	--	-----	----	-----	----

<b>(4) 調整控除</b>	※表中「5％」の内訳は、市民税3％、県民税2％です。	<b>人的控除額の差</b>			
課税総所得金額	控 除 額	控 除 の 種 類	金額	控 除 の 種 類	金額
200万円以下	(イとロのいずれか小さい額)×5％ イ.所得税との人的控除額の差の合計額 ロ.課税総所得金額	基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 1,000万円以下
		障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円
		寡婦控除	1万円	特別配偶者控除	48万円超 50万円未満 50万円以上 55万円未満
200万円超	人的控除額の差の合計額－(課税総所得金額－200万円)×5％ 【ただし、2,500円未満となった場合は2,500円となります。】	ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	扶養控除	一般 5万円 老人 10万円
		勤労学生控除	1万円	同居老親等	13万円

※あなたの合計所得金額が2,500万円超の場合は、調整控除の適用はありません。

<b>(5) 税額控除(配当控除)</b>	※申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。				
種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
私募証券 投資信託等	利益の配当等	1.6％	1.2％	0.8％	0.6％
	外貨建等証券投資信託以外	0.8％	0.6％	0.4％	0.3％
	外貨建等証券投資信託	0.4％	0.3％	0.2％	0.15％

**(住宅借入金等特別税額控除)**  
 所得税で住宅借入金等特別税額控除を受けた方で所得税から引ききれない住宅借入金等特別税額控除がある場合は、翌年度以後の市民税・県民税から控除します。控除期間や控除額については、市ホームページのページ I D1004777をご参照ください。

**(寄附金税額控除)**  
 前年中に都道府県等、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、愛知県又は江南市が定める団体に対して、2,000円を超える金額を寄附した場合に次の計算式で求めた金額を控除します。  
 (イとロのいずれか小さい額－2,000円)×10％  
 イ. 上記団体等に対する寄附金  
 ロ. 総所得金額等の30％  
 なお、都道府県等に対する寄附金(ふるさと寄附金)については、特例控除額が加算されます。詳しくは、税務課市民税グループへお尋ねください。

<b>(6) 均等割額（年額）</b>		市民税	3,000円	県民税	1,500円
---------------------	--	-----	--------	-----	--------

**(7) 森林環境税**  
 森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市民税・県民税均等割の枠組みを用いて一人年額1,000円を負担いただくものです。



